

## (1)青森市移住支援金提出書類チェックシート

要件	A.起業
転入前	<p>次に掲げる移住前に関する要件のいずれにも該当すること。</p> <p>(ア) 本市に転入する日の前日までの10年間のうち、通算5年以上、東京23区に居住していたこと又は東京圏に居住し、東京23区に所在する事業所に雇用保険の被保険者又は個人事業主として通勤していたこと。</p> <p>(イ) 本市に転入する日の前日まで連続して1年以上、東京23区に居住していたこと又は東京圏に居住し、東京23区に所在する事業所に雇用保険の被保険者又は個人事業主として通勤していたこと。ただし、東京23区に所在する事業所への通勤期間については、本市に転入する日の3か月前までを当該1年の起算点とすることができ、また、東京圏に居住しつつ、東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職した者（雇用保険の被保険者として就職した者に限る。）については、通学期間の修業年限（高等専門学校にあっては2年）を上限として（ア）に規定する通勤していた期間とみなすことができる。</p>
転入後	<p>本市に転入した後1年以内に青森県起業支援事業に係る起業支援金の交付決定を受けていること。</p>

- 交付申請書（様式第1号）
- 青森県起業支援事業に係る起業支援金交付決定通知の写し
- 個人情報確認同意書（様式第3号）（自署または押印）
- 転入前の勤務地と雇用保険の加入期間がわかる書類 ※23区外に居住し、23区内に通勤していた方のみ必要
- 転入前の居住地と期間がわかる書類（戸籍の附票世帯全員分）
- 本人確認書類の写し（顔写真付きのもの、運転免許証（両面、青森市へ住所変更済のもの）等）

## (1)青森市移住支援金提出書類チェックシート

要件

B.テレワーク

転入前	<p>次に掲げる移住前に関する要件のいずれにも該当すること。</p> <p>(ア) 本市に転入する日の前日までの10年間のうち、通算5年以上、東京23区に居住していたこと又は東京圏に居住し、東京23区に所在する事業所に雇用保険の被保険者又は個人事業主として通勤していたこと。</p> <p>(イ) 本市に転入する日の前日まで連続して1年以上、東京23区に居住していたこと又は東京圏に居住し、東京23区に所在する事業所に雇用保険の被保険者又は個人事業主として通勤していたこと。ただし、東京23区に所在する事業所への通勤期間については、本市に転入する日の3か月前までを当該1年の起算点とすることができ、また、東京圏に居住しつつ、東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職した者（雇用保険の被保険者として就職した者に限る。）については、通学期間の修業年限（高等専門学校にあっては2年）を上限として（ア）に規定する通勤していた期間とみなすことができる。</p>
転入後	<p>次に掲げるリモートワークに関する要件のいずれにも該当すること。</p> <p>ア 転勤、出向、出張、研修等の所属している企業等の命令でなく、自己の意思により移住したこと。</p> <p>イ 転入市町村を生活の本拠とし、リモートワークにより移住する前の業務を引き続き週20時間以上テレワークで行うこと。</p>

- 交付申請書（様式第1号）
- テレワーク就業先の就業証明書（様式第2号）※自己の意思等を確認できる書類
- 個人情報確認同意書（様式第3号）（自署または押印）
- 転入前の勤務地と雇用保険の加入期間がわかる書類 ※23区外に居住し、23区内に通勤していた方のみ必要
- 転入前の居住地と期間がわかる書類（戸籍の附票世帯全員分）
- 本人確認書類の写し（顔写真付きのもの、運転免許証（両面、青森市へ住所変更済のもの）等）

(1)青森市移住支援金提出書類チェックシート

要件	B.テレワーク(個人事業主)
----	----------------

転入前	<p>次に掲げる移住前に関する要件のいずれにも該当すること。</p> <p>(ア) 本市に転入する日の前日までの10年間のうち、通算5年以上、東京23区に居住していたこと又は東京圏に居住し、東京23区に所在する事業所に雇用保険の被保険者又は個人事業主として通勤していたこと。</p> <p>(イ) 本市に転入する日の前日まで連続して1年以上、東京23区に居住していたこと又は東京圏に居住し、東京23区に所在する事業所に雇用保険の被保険者又は個人事業主として通勤していたこと。ただし、東京23区に所在する事業所への通勤期間については、本市に転入する日の3か月前までを当該1年の起算点とすることができ、また、東京圏に居住しつつ、東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職した者（雇用保険の被保険者として就職した者に限る。）については、通学期間の修業年限（高等専門学校にあっては2年）を上限として（ア）に規定する通勤していた期間とみなすことができる。</p>
転入後	<p>次に掲げるリモートワークに関する要件のいずれにも該当すること。</p> <p>ア 転勤、出向、出張、研修等の所属している企業等の命令でなく、自己の意思により移住したこと。</p> <p>イ 転入市町村を生活の本拠とし、リモートワークにより移住する前の業務を引き続き週20時間以上テレワークで行うこと。</p>

- 交付申請書（様式第1号）
- テレワーク就業時間の証明書（様式第2号）
- 個人情報確認同意書（様式第3号）（自署または押印）
- 転入前の勤務地と雇用保険の加入期間がわかる書類 ※23区外に居住し、23区内に通勤していた方のみ必要
- 転入前の居住地と期間がわかる書類（戸籍の附票世帯全員分）
- 業務委託契約書等（テレワークにより移住前の業務を継続して行うことが確認できる書類）
- 開業届の写し
- 申請前3か月間において当該テレワーク業務の実態（収入）が確認できる書類（全部又は一部の期間を確定申告書の写しで代替可）
- 本人確認書類の写し（顔写真付きのもの、運転免許証（両面、青森市へ住所変更済のもの）等）

(1)青森市移住支援金提出書類チェックシート

要件	C.就業（あおりジョブ）
----	--------------

転入前	<p>次に掲げる移住前に関する要件のいずれにも該当すること。</p> <p>(ア) 本市に転入する日の前日までの10年間のうち、通算5年以上、東京23区に居住していたこと又は東京圏に居住し、東京23区に所在する事業所に雇用保険の被保険者又は個人事業主として通勤していたこと。</p> <p>(イ) 本市に転入する日の前日まで連続して1年以上、東京23区に居住していたこと又は東京圏に居住し、東京23区に所在する事業所に雇用保険の被保険者又は個人事業主として通勤していたこと。ただし、東京23区に所在する事業所への通勤期間については、本市に転入する日の3か月前までを当該1年の起算点とすることができ、また、東京圏に居住しつつ、東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職した者（雇用保険の被保険者として就職した者に限る。）については、通学期間の修業年限（高等専門学校にあっては2年）を上限として（ア）に規定する通勤していた期間とみなすことができる。</p>
転入後	<p>次に掲げる就業に関する要件のいずれにも該当すること。</p> <p>ア 就業先が、青森県が移住支援金の対象としてマッチングサイトに掲載している求人であること。</p> <p>イ 就業先が市内に所在する事業所であること。</p> <p>ウ 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。</p> <p>エ 求人への応募日が、移住支援金の対象としてマッチングサイトに掲載された日以降であること。</p> <p>オ 就業先の法人に、申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。</p> <p>カ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。</p>

- 交付申請書（様式第1号）
- 移住後の就業先の就業証明書（様式第2号）
- 個人情報確認同意書（様式第3号）（自署または押印）
- 転入前の勤務地と雇用保険の加入期間がわかる書類 ※23区外に居住し、23区内に通勤していた方のみ必要
- 転入前の居住地と期間がわかる書類（戸籍の附票世帯全員分）
- 本人確認書類の写し（顔写真付きのもの、運転免許証（両面、青森市へ住所変更済のもの）等）

## (1)青森市移住支援金提出書類チェックシート

要件	D.関係人口-起業
----	-----------

転入前	<p>次に掲げる移住前に関する要件のいずれにも該当すること。</p> <p>(ア) 本市に転入する日の前日までの10年間のうち、通算5年以上、東京23区に居住していたこと又は東京圏に居住し、東京23区に所在する事業所に雇用保険の被保険者又は個人事業主として通勤していたこと。</p> <p>(イ) 本市に転入する日の前日まで連続して1年以上、東京23区に居住していたこと又は東京圏に居住し、東京23区に所在する事業所に雇用保険の被保険者又は個人事業主として通勤していたこと。ただし、東京23区に所在する事業所への通勤期間については、本市に転入する日の3か月前までを当該1年の起算点とすることができ、また、東京圏に居住しつつ、東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職した者（雇用保険の被保険者として就職した者に限る。）については、通学期間の修業年限（高等専門学校にあっては2年）を上限として（ア）に規定する通勤していた期間とみなすことができる。</p>
転入後	<p>次に掲げる関係人口に関するア又はイの要件のいずれかに該当し、かつ、ウ及びエの要件に該当すること。</p> <p>ア 本市での移住体験事業を経験していること。</p> <p>イ 本市での移住相談を転入前に2回以上行っていること。</p> <p>ウ 令和8年4月1日以降に本市へ転入した者（以下「令和8年度転入者」という。）にあっては、次に掲げるいずれかに該当すること。</p> <p>(ア) 転入日時点において、40歳未満であること。</p> <p>(イ) 申請日の属する年度の4月1日現在において18歳未満である世帯員を帯同する世帯であること。</p> <p>エ 次に掲げる起業に関する要件のいずれにも該当すること。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>i 風俗営業等の規則及び業務の適正化に関する法律第2条に規定する風俗営業でないこと。</li><li>ii 設立される法人の役員が、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力との関係を有する者でないこと。</li></ul>

- 交付申請書（様式第1号）
- 個人情報確認同意書（様式第3号）（自署または押印）
- 開業届等の起業したことがわかる書類の写し
- 転入前の勤務地と雇用保険の加入期間がわかる書類 ※23区外に居住し、23区内に通勤していた方のみ必要
- 転入前の居住地と期間がわかる書類（戸籍の附票世帯全員分）
- 本人確認書類の写し（顔写真付きのもの、運転免許証（両面、青森市へ住所変更済のもの）等）

(1)青森市移住支援金提出書類チェックシート

要件	D.関係人口-就業
----	-----------

転入前	<p>次に掲げる移住前に関する要件のいずれにも該当すること。</p> <p>(ア) 本市に転入する日の前日までの10年間のうち、通算5年以上、東京23区に居住していたこと又は東京圏に居住し、東京23区に所在する事業所に雇用保険の被保険者又は個人事業主として通勤していたこと。</p> <p>(イ) 本市に転入する日の前日まで連続して1年以上、東京23区に居住していたこと又は東京圏に居住し、東京23区に所在する事業所に雇用保険の被保険者又は個人事業主として通勤していたこと。ただし、東京23区に所在する事業所への通勤期間については、本市に転入する日の3か月前までを当該1年の起算点とすることができ、また、東京圏に居住しつつ、東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職した者（雇用保険の被保険者として就職した者に限る。）については、通学期間の修業年限（高等専門学校にあっては2年）を上限として（ア）に規定する通勤していた期間とみなすことができる。</p>
転入後	<p>次に掲げる関係人口に関するア又はイの要件のいずれかに該当し、かつ、ウ及びエの要件に該当すること。</p> <p>ア 本市での移住体験事業を経験していること。</p> <p>イ 本市での移住相談を転入前に2回以上行っていること。</p> <p>ウ 令和8年4月1日以降に本市へ転入した者（以下「令和8年度転入者」という。）にあっては、次に掲げるいずれかに該当すること。</p> <p>(ア) 転入日時点において、40歳未満であること。</p> <p>(イ) 申請日の属する年度の4月1日現在において18歳未満である世帯員を帯同する世帯であること。</p> <p>エ 次に掲げる就業に関する要件のいずれにも該当すること。</p> <p>i 就業先が青森市内に所在する事業所であること。</p> <p>ii 本市が必要と認める別表第2に掲げる業種に就業すること。</p> <p>iii 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。</p> <p>iv 就業先が官公庁等でないこと。</p> <p>v 就業先が雇用保険の適用事業主であること。</p> <p>vi 就業先が風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に定める風俗営業者でないこと</p> <p>vii 就業先が暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。</p>
別表第2 (第3条 関係)	<p>業種（日本標準産業分類による。）</p> <p>建設業／製造業／情報通信業／運輸業、郵便業／卸売業、小売業／金融業、保険業／不動産業、物品賃貸業／宿泊業、飲食サービス業／生活関連サービス業、娯楽業／医療、福祉／サービス業（他に分類されないもの）</p>

- 交付申請書（様式第1号）
- 移住後の就業先の就業証明書（様式第2号）
- 個人情報確認同意書（様式第3号）（自署または押印）
- 転入前の勤務地と雇用保険の加入期間がわかる書類 ※23区外に居住し、23区内に通勤していた方のみ必要
- 転入前の居住地と期間がわかる書類（戸籍の附票世帯全員分）
- 本人確認書類の写し（顔写真付きのもの、運転免許証（両面、青森市へ住所変更済のもの）等）

(1)青森市移住支援金提出書類チェックシート

要件	D.関係人口-就業(事業承継)
----	-----------------

転入前	<p>次に掲げる移住前に関する要件のいずれにも該当すること。</p> <p>(ア) 本市に転入する日の前日までの10年間のうち、通算5年以上、東京23区に居住していたこと又は東京圏に居住し、東京23区に所在する事業所に雇用保険の被保険者又は個人事業主として通勤していたこと。</p> <p>(イ) 本市に転入する日の前日まで連続して1年以上、東京23区に居住していたこと又は東京圏に居住し、東京23区に所在する事業所に雇用保険の被保険者又は個人事業主として通勤していたこと。ただし、東京23区に所在する事業所への通勤期間については、本市に転入する日の3か月前までを当該1年の起算点とすることができ、また、東京圏に居住しつつ、東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職した者(雇用保険の被保険者として就職した者に限る。)については、通学期間の修業年限(高等専門学校にあっては2年)を上限として(ア)に規定する通勤していた期間とみなすことができる。</p>
転入後	<p>次に掲げる関係人口に関するア又はイの要件のいずれかに該当し、かつ、ウ及びエの要件に該当すること。</p> <p>ア 本市での移住体験事業を経験していること。</p> <p>イ 本市での移住相談を転入前に2回以上行っていること。</p> <p>ウ 令和8年4月1日以降に本市へ転入した者(以下「令和8年度転入者」という。)にあっては、次に掲げるいずれかに該当すること。</p> <p>(ア) 転入日時点において、40歳未満であること。</p> <p>(イ) 申請日の属する年度の4月1日現在において18歳未満である世帯員を帯同する世帯であること。</p> <p>エ 次に掲げる就業に関する要件に該当すること。</p> <p>    i 事業承継したこと又は事業承継する意思があること。</p>

- 交付申請書(様式第1号)
- 移住後の就業先の就業証明書(様式第2号)
- 個人情報確認同意書(様式第3号)(自署または押印)
- 転入前の勤務地と雇用保険の加入期間がわかる書類 ※23区外に居住し、23区内に通勤していた方のみ必要
- 転入前の居住地と期間がわかる書類(戸籍の附票世帯全員分)
- 本人確認書類の写し(顔写真付きのもの、運転免許証(両面、青森市へ住所変更済のもの)等)